

## 神戸町家具固定器具等購入費補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 28 日

告示第 23 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、地震災害時における家具の転倒等を防止及び二次災害を防ぐため、家具転倒防止器具等を取り付ける世帯に対し、補助金を交付することにより町民が安心して生活できる環境を維持することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「家具の転倒等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) たんす、食器棚、本棚その他これらに類する床置き of 器具並びにテレビ及び冷蔵庫等で、地震災害時に転倒するもの
- (2) 天井吊り下げ式照明器具等で、地震災害時に落下するもの

2 この要綱において「家具転倒防止器具等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 柱、壁、天井等に取り付ける L 字型金具及びベルト・チェーン式器具
- (2) 天井等に取り付けるポール式器具
- (3) 床との間に挟み込むストッパー・マット式器具
- (4) 扉の開閉を防ぐ開閉防止器具
- (5) 陶器、ガラス製品等の落下防止器具
- (6) その他家具の転倒等を防止するために必要な器具

### (補助対象世帯)

第 3 条 補助の対象となる世帯は、町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている世帯で、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 高齢者（75 歳以上）単独世帯
- (2) 高齢者（75 歳以上）のみの世帯
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による要介護度 3 以上の認定を受けた者が同居する世帯
- (4) 身体障害手帳の 1 級又は 2 級の交付を受けた者が同居する世帯
- (5) 療育手帳の A1 又は A2 の交付を受けた者が同居する世帯
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が同居する世帯
- (7) その他町長が特に必要と認めた者

### (補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、家具転倒防止器具等の購入費とする。

### (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額と 2,000 円のいずれか低い額とする。この場合において、補助金の額に 100 円未満の端数が生じた

ときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 補助対象経費が 2,000 円以上の場合に限ることとする。

(交付の申請及び完了報告)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする世帯の世帯主は、家具転倒防止器具等の取付けを行った後、家具転倒防止器具等の購入した日の属する年度の 3 月 31 日までに神戸町家具転倒防止器具等購入費補助金交付申請書(様式第 1)に、品名(規格)が明記された領収書等の原本又はその写し(内訳が記載されたもの)及び家具転倒防止器具等の写真を添付して、町長に申請しなければならない。

- 2 賃貸住宅において、柱等の構造物に釘等を使用するときは、当該家屋の所有者又は管理者から固定器具の設置について了承を得なければならない。
- 3 完了報告は、第 1 項の領収書をもつて、これに代えることができる。
- 4 この要綱による同一年度内の補助金の申請回数は、1 世帯に対し 1 回を限度とする。

(交付の決定等)

第 7 条 町長は、前条第 1 項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 前項の規定により補助を決定したときは、速やかに交付申請者の指定する金融機関口座への振込により補助金を交付するものとする。
- 3 町長は、補助をしないときは申請者に対し、神戸町家具固定器具等購入費補助金交付却下通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(手続)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の申請、決定等については、神戸町補助金等交付規則(昭和 54 年 12 月 5 日 規則第 8 号)に定めるところによる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。